

平成25年9月11日

於・1002会議室（10階）

第997回

電波監理審議会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第26号) .....	1
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について (諮問第27号) .....	6
3. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○平成24年度民間放送事業者の収支状況について .....	9
4. 閉 会 .....	21

## 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催します。総合通信基盤局の職員に入室するように依頼してください。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (諮問第26号)

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

まず、第1件目は諮問第26号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、香月高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○香月高度道路交通システム推進官 よろしく申し上げます。本件は、地域における広帯域移動無線アクセスシステムのBWAのうち、高利得FWAシステムを廃止するための無線設備規則の改正でございます。

高利得FWAシステムは、資料の※印にございますが、指向性の高い空中線を用いた固定無線アクセスのシステムでございまして、条件不利地域などのブロードバンドのインターネットサービスが享受できない地域に対して情報通信格差の解消を図ることを目的として導入されたものでございます。

地域BWAにつきましては、システムの高度化、利用周波数の拡大のため、利用の実態を把握することとしまして、本年1月に電波法に基づく臨時の利用状況調査を行っております。

調査の結果、地域BWAの免許人の約半数の者が、高速通信が可能なWiMAX Release 2.1 AEやAXGP方式の導入を計画している一方で、高利得FWAシステムの制度につきましては、導入して4年以上が経過しているが利用されていないことなどの評価を行いました。

これを踏まえまして、地域BWAバンドの周波数の有効利用を促進する観点から、これらの新しい通信システムの導入を図ることとしまして、さらに、次のページのポンチ絵の下に現在の周波数の利用帯域が示されておりますけれども、現在は2,582MHzから2,592MHzにとどまっているものを、ガードバンドを撤廃いたしまして、2,575MHzから2,595MHzまで使用できることといたします。これらの改正は電波法関係審査基準等の改正により実施いたします。

他方で、本件、お諮りしております高利得FWAシステムにつきましては、先ほど申しました評価を経まして、関係団体に今後の利用ニーズを聴取しまして、また省令のパブコメを行いましたけれども、いずれも今後の利用意向はございませんでした。また、高利得FWAシステムは空中線利得が高く、他のシステムとの間の共用条件が厳しいわけですけれども、パブコメにおきましても、先ほど申しました新たな通信システムの導入による柔軟なシステム構築を推進するためには、共用条件の厳しい高利得FWAシステムの廃止に賛同する意見が多く、逆に反対の意見はございませんでした。

さらに、高利得FWAシステムを導入したころ、平成19年3月当時はブロードバンドの世帯カバー率は95%でございまして、ブロードバンドのサービスを受けられない世帯は247万世帯存在しました。その後、ブロードバンドの利用環境は整備されまして、平成25年3月末現在では、移動系も含めましたブロードバンドの世帯カバー率は100%となっております。こうした状況を踏まえますと、6年前に比べまして条件不利地域対策として高利得FWAシ

システムを維持しておかなければならないという状況にはなく、他方で地域BWAシステムの高度化による今後の展開を遅らせるべきではないということから、今般、無線設備規則を改正しまして、高利得FWAシステムに係る記載を削除したいというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○原島代理 確認になると思いますが、今回の改正というのは、基本的には①と②、図のほうにあります両方ですが、電波監理審議会が関係するのは②のみを予定されているということですね。

○香月高度道路交通システム推進官 そうです。

○原島代理 この①と②が相互に関係するのでしょうか。例えば、①はガードバンドを広げていますね。

○香月高度道路交通システム推進官 はい。

○原島代理 これはFWAを廃止するから広げられるというようなことがあるんですか。それは関係あるんですか。それとも全く別の。

○香月高度道路交通システム推進官 高利得FWAの廃止とガードバンドの廃止というのは直接の関係はございません。20MHzを全体を使えるような形にして、さらに、今ですと10MHzを使うしかなかったわけですが、例えばAXGPの10MHzと5MHzを両方打てるようにするというような柔軟なシステム構築を行うという改正を電波法関係審査基準で行っております。そうした柔軟なシステムの導入を図る上で、共用条件が厳しい高利得FWAシステムがございまして、なかなか柔軟性を確保するのが難しくなるということで、高利得FWAのシステムを廃止することにしたいというものでございます。

○原島代理 すみません、共用条件が厳しいからガードバンドを設けていたというわけではない。

○香月高度道路交通システム推進官 そうではございません。

○原島代理 そうではない。

○香月高度道路交通システム推進官 ガードバンドは、あくまで地域と全国との間の混信を防ぐために設けるものでございます。

○原島代理 地域と全国の間の問題で、それがかつて必要で、今必要なくなったというのは、何か技術の進歩があったとか、そういうことなんでしょうか。

○香月高度道路交通システム推進官 これは、全国の隣を隣接して使う場合には、今回、情報通信審議会のほうで技術、共用条件の検討を行いまして、同期をしっかりと確保するという条件に隣接バンドも使用してよいということにしております。

○原島代理 なるほど。

○香月高度道路交通システム推進官 これも審査基準のほうに反映させる予定でございます。

○原島代理 わかりました。ここの直接の議題ではないけれども、審査基準のほうにこれは反映されると。

○香月高度道路交通システム推進官 はい、そうでございます。

○原島代理 そういうことですね。

○香月高度道路交通システム推進官 はい。

○原島代理 それともう一つ、これもご説明があったことですが、高利得FWAが4年以上経過しているが利用されていないから廃止というのと、利用されていないけれども、もともとあったこれの目的がもう十分達せられたので、この必要がなくなったから廃止というのはちょっと意味が違うと思いますけれども、どちらかというと後者、むしろブロードバンドの普及率が非常に進

展したことが理由ではないでしょうか。

○香月高度道路交通システム推進官 そうですね。今回は、先ほども申しました、システムの柔軟な構築をなるべく進めることによって、地域BWAバンドをより多くの方に使っていただける環境を整えたいと。その点で、共用条件の厳しいものを廃止することにしたいというものでございます。その際に、条件不利地域のブロードバンド環境というのが従前に比べますとかなり進展してきておりますので、これを必ずしも条件不利地域対策として残しておかなければならないものではないと考えるものでございます。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

もともとの目的である、ブロードバンドを享受できない地域をなくすということが別の手段で達成できたというのが非常に大きいですね。ここで言うように、状況に応じて柔軟に全体を再編していくというようなことは評価できると思います。特に、これからも技術開発等々は相当速いでしょうから、それに応じて、状況が変わったら、すぐに検討し、一度導入したものでもやめるという柔軟性は非常にいいのではないかと私は思います。

ほかにいかがでしょうか。ありませんか。

特にほかにご質問、ご意見がないようでしたら、諮問第26号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第27号）

○前田会長 それでは、次に進みます。

諮問第27号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、ご説明を差し上げます。お手元の資料、「諮問第27号説明資料」をご覧ください。

本件は、1.5GHz帯を使用しているデジタルMCA無線システムの運用が一部地域において終了することに伴いまして、その空いた周波数を携帯電話に使用できるよう周波数割当計画を変更するものでございます。

改正の内容につきましては、恐れ入りますが、2ページ目の「参考資料」をご覧ください。

今回の変更の対象となる周波数帯は、このページの上の帯グラフにございます、黒く塗ってある部分の1455.35から1475.9MHz帯及び1503.35から1518MHz帯でございます。この帯域は移動通信に分配されておりまして、電気通信業務用及び一般業務用に利用されております。地域によって使い方が異なっているということでございます。

この周波数帯につきましては、携帯電話用周波数の確保のため、利用が減少しておりますMCA無線の周波数使用期限を平成26年3月31日までとし、運用の終了した地域から順次、携帯電話用の周波数に切り替えを行ってきていくところでございます。このページの下の方にお示ししておりますように、東北、北陸、信越、四国、沖縄の総合通信局の管轄区域におきましては、平成22年4月に切り替えを既に終えているところでございます。また、その後、北海道及び中国の管轄区域におきましては、平成25年1月に切り替えを終了いたしております。今般、九州総合通信局の管轄区域におけるMCAの運用が今

月9月末をもって終了することとなったことから、10月より携帯電話で利用できるよう制度整備を図るものでございます。なお、この図の下にございます残る3地域、関東、東海及び近畿につきましては、平成26年3月末までにはMCAの運用が終了し、平成26年4月からは全国完全に携帯電話用周波数に切り替わる予定でございます。なお、本件周波数帯におきましては、NTTドコモが既に基地局の開設計画の認定を受けておりまして、MCAの運用の終了した地域で順次、LTEのサービス展開を進めているところでございます。ですから、今回変更いたします九州につきましても、来月以降、LTEの整備、運用が進められるということでございます。

周波数割当計画の具体的な変更内容につきましては、配付資料の一番下のページに告示案の新旧対照表がついているかと存じます。右側が現行の条文、左側が変更案となっております。現在、1.5GHz帯でMCA無線と携帯電話が共用する周波数帯域に付されている国内脚注のJ108という条文につきまして変更を行うものでございます。現行規定では、北海道、東北、信越、北陸、中国、四国及び沖縄の区域において電気通信業務用に、その他区域においては一般業務用に使用することとしておりますが、今回、九州地域の変更を行うということで、変更案のところに下線を引いてございますように、今回、九州総合通信局の管轄区域ということを追加するものでございます。

説明資料の1ページ目にお戻りいただきまして、施行期日でございます。MCA無線の運用は9月で終了ということでございますので、10月1日から九州管内で携帯電話が速やかに使用可能となるよう、本件変更は10月1日施行としたいと考えております。

なお、本件について、パブリックコメントによるご意見につきまして、本年7月9日から1カ月間実施いたしましたところ、1件の意見提出がございました。内容としては、今回の改正案全般に賛成する旨のご意見でございました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

MCA全体は、利用件数は減っているのですか。

○竹内電波政策課長 はい。もともと800MHz帯と1.5GHz帯、2つの周波数帯で、運用主体といたしましては2つの法人が行っておりました。現在、800MHz帯のほうに移行・集約をかけておりました、1.5GHz帯の運用局数は減少傾向にございます。本年8月末時点で1.5GHz帯全体として運用局数は2万3,478局ということで、従来、同じ帯域で運用されていた局数に比べますと、数分の1に減ってきているかと存じます。現在、800MHz帯につきましては、携帯電話の700MHz帯移行・再編の中で実施しておりますので、まさに移行・再編の最中でございますので、局数についてはまさに移行最中でございますので、少し分析が必要かと思いますが、全体として少し減少傾向ということでございます。特に2つの運用主体のうちの1社でございます日本移動通信システム協会につきましては、平成26年3月末をもって運用を終了するというので、法人としての事業計画もまとめられているところでございますので、今後、減少が見込まれるということでございます。

○前田会長 ほかにはいかがですか。特にご質問、ご意見ありませんか。

それでは、特にそれ以上のご質問、ご意見はないようですので、本件、諮問第27号につきまして、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出して

ください。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたしました。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

○前田会長 それでは、情報流通行政局関係の審議をしますので、職員に入室するように依頼してください。

(情報流通行政局職員入室)

## 報告事項（情報流通行政局関係）

○平成24年度民間放送事業者の収支状況について

○前田会長 それでは、再開いたします。

「平成24年度民間放送事業者の収支状況について」につきまして、長塩地上放送課長、鈴木衛星・地域放送課長、石山地域放送推進室長から説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 では、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。毎年ご説明させていただいているものでございます。下にページ数を打ってございますが、中ほどで恐縮でございます。5ページの「参考」と書いている資料からご説明させていただきます。

これが広告費の最近の増減を記したグラフでございます。我が国の地上放送、広告放送主体でございまして、そのもとになっている総広告費は、復興需要などによる平成23年度の後半からの回復傾向を受けまして、前半は好調でございました。ロンドン・オリンピックが7月から開催されたということもございました。その後はエコカー減税や補助金の終了等の影響による個人消費の減退

や円高あるいは欧州の経済の低迷等を受けまして、景気後退傾向になったというものでございます。その後、25年の1月からにつきましては、いわゆるアベノミクス等もございまして、海外を含め景気が持ち直してきているという全体状況でございます。

そうしたもとの、過去10年間を概観いただけますのが上のグラフでございます。総広告費につきましては5兆8,913億円でございまして、これは5年ぶりの増加ということになってございます。いわゆるマスコミ四媒体と言われますのが、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の合計でございますが、これらを24年度足し上げますと2兆7,796億円でございまして、これはちょうど震災前の水準に戻ったところということでございます。また、個別に若干ご覧いただきますと、上のグラフですが、テレビは、1兆7,757億円となっており、これは2年ぶりに回復したというところでございますが、他方、一番下にございますラジオ、1,246億円、これは12年連続の減少でございます。ただ、前年度からの減少の幅につきましては1億円ということでございまして、これをもって下げどまりの兆候が出てきたとも評価できるかと存じます。微妙なところでございます。中ほどのインターネットにつきましては、約8,680億円とございますが、これは14年連続の増加、右肩上がりの傾向は継続しているということでございます。

以上のもとの、恐縮ですが、1ページにお戻りいただければと存じます。各メディア別に数字を少しご覧いただきますと、テレビジョン放送事業者につきましては、全体としての売り上げが2兆1,619億円でございまして、1.7%の増加でございます。細かく見ますと、テレビジョン単営社、それからいわゆるラテ兼営社に分かれてございますが、それぞれ1.9%、0.6%の増加ということでございます。またラジオにつきましては、ラジオ単営社の総計がこちらにございます。1,136億円ということでございますが、これは0.9%の

増加。個別に見てまいりますと、AM（中波）ラジオ単営社につきましては、その下でございますが、これが欄トータルで見まして、数少ない減収傾向でございますまして、0.4%のマイナスという形になってございます。そのほか、ご覧のとおり数字が並んでございまして、全体合計で見ますと、売上高の一番下の欄でございます。2兆2,869億円でございます、これをずっと表の右の下段を追っていただきますと、営業利益、経常利益、当期利益と並んでございます。それぞれ15%から、最後の当期利益になりますと32%の増という形になってございます。以上が全体の傾向でございます。

次のページをおめくりいただきますと、若干の切り口による分析をございまして、一番上の欄が赤字社、黒字社の切り分けでございます。前年度との比較でございまして、上のグレーのかかったところが赤字社の社数でございます。白い欄が黒字社でございます。テレビ単営社につきましては、前年度赤字社17社が6社に、ラテ兼営社は11社から2社に、AM単営社は3社が1社に、FM単営社は15社から8社にということで、いずれも赤字社が減ってきて、全体としての収益の底上げという傾向がうかがえるかと存じます。

その下のグラフが、収支状況について売上高、それから費用の推移を見たものでございます。これも基本的には平成19年度ごろまで右肩上がり増加していたもの、若干横ばいではございましたが、いわゆる20年度のリーマン・ショックを契機に大きく下がり、その後、22年度から回復傾向にあるということが現時点での状況でございます。

さらに次のページ、3ページでございます。営業損益、経常損益、当期損益の推移ということでございます。これは基本的には放送事業者は放送を本業としており、他のいわゆる金融収支等もそれほど多くはございませんので、連動しているものでございます。いずれも今ご覧いただいたものと同様の傾向で、20年度を底として回復傾向にあるというグラフになってございます。

下段のほうが売上高営業利益率、本業でどのぐらいしっかり頑張っているか、競争力を示す指標でございますが、全産業が、中ほどでございますが、2.8%の指標になってございますが、地上系全体では6.2%と、それよりもいい数値になってございます。ただ、一番下のAM・短波、ラジオにつきましては0.2%ということで、従来マイナスのところにあったものが、やっと水面上に顔を出してきたというところで、非常に厳しい数値となっております。

さらに次のページでございます。これはいわゆるキー局、それからローカル局の全体の市場に占めるシェアを示したものでございまして、基本的に同様の傾向でございます。24年度につきましては、全体の中の在京キー局のシェアが49.3%、ちょうど半分がキー局で、その他の局で40%、いわゆる準キー局で10.6%、こういうふうなシェアになっているということでございます。

さらにその下が営業損益ベースでございまして、ここにつきましては、この10年の中で景気状況等でシェアが大きく変動を受けているということが読み取れまして、とりわけリーマン・ショック等で低迷していた時代には、結果としてキー局のシェアが大きく広がっているという状況でございます。

地上系につきましては、以上のとおりでございます。

○鈴木衛星・地域放送課長　続きまして、衛星放送につきまして、6ページをご覧くださいと思います。6ページのところでございますが、まず収支のご説明に入る前に、衛星放送事業の全体像についてということで、こちらの表にございまして、衛星放送は衛星基幹放送と衛星一般放送の2種類に大きく分けられるものでございます。そして、衛星基幹放送の中にBS放送、東経110度CSがございまして、BS放送につきましては民放キー局系やWOWOWをはじめとする20社、そして東経110度CSはスカパー！サービスとして知られております22社があります。これらにつきましては、地上波との三波共用機、それから共用アンテナで視聴することが可能になってございます。

そして、その下の表の項目でございます衛星一般放送につきましては、こちらはスカパー！プレミアムサービスと呼ばれております東経124/128度CS上の事業者64社と、それ以外の衛星を使っている音楽チャンネル2社の計66社でございます。これらにつきましては、地上波の受信機、テレビとは別に専用のチューナーとアンテナが必要となっております。

具体的に収支の状況を見てまいりたいと思います。まず全体の状況でございますが、衛星放送事業全体につきましては、この表の一番下の合計の欄の左のところでございますけれども、衛星放送事業全体では営業収益は4,509億7,300万円の市場規模になってございまして、前年比では営業収益はプラス0.4%と微増の状況でございます。営業費用につきましては4,124億円で前年比0.9%増、営業損益は385億円ということで、全体として見ますと、大きな動きはなく微増といった状況でございます。

続いて、この4,509億円を個別の売上高で区分ごとに見てまいりたいと思います。まず衛星基幹放送でございますけれども、6ページの表の上から4番目のところですが、BS放送につきましては、衛星放送事業としては1,649億円の営業収益ということで、前年度比26.9%増と大きなプラスになっております。これは昨年度から大幅に伸びているように見えますけれども、昨年度は、新規のBS9社が開始後まもない時期でまだ1年に満たない数字だったのが、今回初めて1年分の収益を計上したことによって、その新規BS分が5倍になっていると、その影響が出ているものでございます。それによって26.9%増でございますが、その新規BSの影響を除きますと12.8%の伸びということですので、新規BSを除いたとしても12.8%の伸びで、堅調な推移、順調に伸びているということが言えようかと思えます。

それから、キー局系の5社につきましては、588億円、前年比16.2%増と、こちらも好調な伸びを示しております。

その下の東経110度CSのところでございますが、こちらは563億円、前年度比で5.9%のマイナスとなっております。ただ、契約者数について見ますと、東経110度CSは前年の174万から196万と伸びておりますし、事業者数も新規認定で新たに加わって増えておりますけれども、全体として、営業収益として見ますと、わずかにマイナスという状況でございます。このあたりは新規認定の事業者がまだ1年分の決算が計上されていないということも影響しているかと思えます。微減ではあるものの、売上高が前年を割ったというのは、東経110度CSについて言いますと、放送開始以降初めてという状況でございます。

続いて、その下の衛星一般放送、東経124/128度CSについてでございますが、こちらは事業者、契約者ともに減少傾向にございまして、前年比11.4%減の2,297億円という数字でございます。今後も事業者、契約者は減少傾向が続くものと見られております。契約者数について申し上げますと、110度CSの普及に伴いまして、124/128度CSのほうは減少傾向となっております、今年度に加算者数が逆転しております。具体的に申しますと、110度CSは前年174万件から196万件に増えまして、一方、124・128度CSについては196万件から176万件に減少したという状況でございます。

続いて、7ページをご覧いただきたいと思えます。7ページの上のグラフにつきましては、これは衛星放送事業の黒字社、赤字社についてグラフにしたものでございます。BS放送、左の3つのグラフのところでございますが、これは事業規模別に3つの棒グラフに分けておりますけれども、まとめて見てみますと、20社のうち半数の10社が赤字という状況でございます。これは平成21、22年の新規認定9社のうち、黒字化を達成しているのが2社のみ、残り7社は赤字という状況ですので、立ち上がり時期が厳しい状況ということが分

析できるかと思えます。

続いて、真ん中の110度CSについては22社中、これも3本まとめて見ますと、7社が赤字ということで、この7社の赤字のうち5社は平成24年2月認定の事業者でございますので、やはり新規認定の事業者を見ますと、10社のうち半数5社が赤字ということで、立ち上がりの時期が厳しい、そこをいかに乗り越えるかというところかと思えます。

全体で見ますと、赤字社数の合計は、ほぼ前年並みの40社という状況でございます。

それから、その下の衛星基幹放送と衛星一般放送の収支状況の表のところでございます。この下の表のところでは、BS放送、それから東経110度CS、衛星一般放送、それぞれの表の一番右の下のところですが、平成24年度については全事業それぞれについて黒字を確保しているという状況でございます。

衛星放送については以上でございます。

○石山地域放送推進室長 では、最後に8ページ、有線テレビジョン放送事業者の収支状況についてご説明を申し上げます。

一番上の表をご覧ください。表頭、事業者数とありまして、292とございますけれども、注1にございますように、調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者ということで捉えております。事業者数につきまして、対前年5社減ということでございますが、関西地区での6社の合併というようなことがあったりして、前年より5社減になっているということでございます。

全事業の総額というのは、注3にありますとおり、ケーブルテレビ事業者につきましては、インターネットでありますとかIP電話でありますとか、そういった業務を兼営している事業者が多いということで、「総額」と「うちケーブ

ルテレビ事業」ということで、毎年このような書き分けをさせていただいているところがございます。

ケーブルテレビ事業をご覧くださいますと、営業収益が4,930億、営業費用が4,474億ということで、対前年の増減で、ご覧のとおり、営業収益についてはマイナス4.8%、営業費用についてはマイナス5.9%となっております。営業費用の減、圧縮度合いが営業収益の減よりも上回っているということで、営業損益においては455億と、対前年を8.5%上回っているという状況でございます。

傾向といたしまして、図3-2、一番下のグラフをご覧くださいいただけます。平成20年度からの収支状況の推移ということで、平成22年度を頂点にして山型になっておりますけれども、これにつきましては、平成23年7月のアナログ停波に向けまして、デジタル化難視聴の解消の対策であるとか、デジアナ変換を活用するということがケーブルテレビに加入するとか、そういったようなアナログ、地デジ化の対応に伴って22年度がピークになって、若干、それ以降落ちつきつつあるというようなところがございます。

図3-1をご覧くださいいただけますと存じますが、単年度の黒字事業者の数及び割合ということで、推移はそういって出ておりますけれども、折れ線グラフをご覧くださいいただけますと、ほぼ一直線ということで、24年度につきましても82.9%の単年度黒字事業者数ということで、一定の安定感を持った経営がなされているのではないかと考えております。

全事業の総額、初めにインターネット事業であるとかIP電話も兼ねて経営されているところが多いと申し上げましたが、トータルで、また表の一番上に戻っていただければと思いますが、営業収益といたしましては1兆円の規模を持っている産業に成長しているということでございます。全事業、ざっと対前年の伸び率をご覧くださいますと、いずれも10%以上の伸びと。営業損益に

至っては13.5%の増というようなことで、ケーブルテレビ放送事業者といたしまして、全体として規模観が増しているというのはおわかりいただけるかと存じます。

説明といたしましては以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○原島代理 今年度につきましては、ある意味で改善の傾向にあるということで非常に結構なことだと思いますが、参考までに、図を見て、例えば3ページの図、営業損益、経常損益、当期損益の推移ということで、一種の、上の図で言いますと、V字カーブになっている。平成20年度、これはリーマン・ショックがあった年なんですけど、リーマン・ショックのときに下がるのはわかるんですけども、それに向けて下がっているというのがなぜかと思うと、その前のページ、2ページの売上高と費用で、これで損益が出るわけですね。そうすると、特に費用のほうがかんたん平成19年度まで上がって、そのために損益のV字の左のほうが出ているというふうに読めるのか。リーマン・ショックで費用が下がって、リーマン・ショックの後もっと下がっていると、この辺の何か、リーマン・ショック云々のことよりも、むしろ放送のほうの構造的なものがここにあったのかと思うんですけど、参考までにお教えいただけますでしょうか。

○長塩地上放送課長 個々の社によって事情は違いますが、まず2ページの下の方でございます。収益が頭打ちの状況のもとで費用が上がってきているのは、景気も若干頭打ちの傾向がある中で、利益率がという問題もございまして、実

は地デジがございまして、地デジの設備投資に伴う減価償却費というのが順次増えている状況でございました。

○原島代理 地デジ移行のかなり前から、そういう形で増えてきていると。

○長塩地上放送課長 はい。そこが減価償却費の費用換算でございますので、これが右肩上がりの状況にあったので、収益一定の中で費用が相対的に増えてきているというものがございました。

それから、あとリーマン・ショックの前後につきましては、とりわけ当期損益につきましては上下変動が激しいですが、それぞれ放送事業者も関係事業者等の株式を持っておりましたので、玉突き形で評価損が生じたりとか、そういった事情もあったものと考えられます。

また、地デジ終了後につきましては、とりわけ当期損益でございますと、これは参考情報でございますが、アナログテレビの設備を順次廃棄してまいります。ある程度の評価上の計上がございましたので、それが特損という形で損益計上される、こういったものも最近の傾向としてはございます。

今、把握、お答えできるのは大体そんなところでございます。よろしいでしょうか。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

これで言うと、CATVのケーブルテレビ事業はあまり伸びていなくて、インターネットその他を合わせると相当収益が拡大しているということは、あまり設備投資を必要としないその他のサービス収益だけが拡大しているから、利益もどんどん拡大する、そういう構造にあるということですか、これは。

○石山地域放送推進室長 はい。文字どおり、ケーブルテレビ事業自体の全体の規模というものが若干、22年度をピークに頭打ちになっているところで、全体として伸びているということでもありますので、その他の事業で、例えばこ

こには数字は出ていないんですが、ケーブルテレビ事業者が行っているインターネットサービスなんかの契約者数も、随分傾きは鈍ってはいるんですが、まだ右肩上がりの状況にあったりとか、そういったようなケーブルテレビ以外のビジネスの好調さというものが原因であろうと考えております。

○前田会長 費用の分け方の問題もあるかもしれませんね。もともとケーブルテレビ事業用に引いたケーブルを、インターネット側でどれだけ負担するかというのはなかなか難しい話だと思いますが。

○石山地域放送推進室長 そこが厳密になかなか分けられない、明確に分けられないというところもあるかと思えます。

○原島代理 地デジにした後、一般的な放送はある意味でハイビジョンになっているということなんですが、一方でケーブルテレビ独自の放送というのがございますね。もちろんケーブルテレビによりますけれども。それがなかなか、昔のNTSC並みの品質でしているところが、まだそういう対応が遅れているような気がするんですけども、全体の方式が変わったときにケーブルテレビがなかなかそれに対応できないとか、何かそういうことはあるんでしょうか。

○石山地域放送推進室長 それぞれの設備投資に対して、個々の社の体力的なものとかありますので、その点は一概に足並みがそろってというような形にはならないかとは思いますが、全体として、いろいろなビジネスをやりながら収支もこのように改善しているということで、その点も徐々に各社の計画により改善がなされていくものと考えております。

○原島代理 やはり設備投資を必要とするところは、ケーブルテレビはまだまだあまり体力がないのかなという気がしましたもので。ありがとうございました。

○前田会長 ほかにはご質問等ありませんか。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○松崎委員 1 ページのところの表で、コミュニティ放送が、事業者は増えているけれども売上高は減っているというのは、9社も新規参入しているので利益がのっていないということなんでしょうか。

○石山地域放送推進室長 はい。詳細の説明をさせていただかなくて恐縮でございますけれども、コミュニティ放送につきまして、例年とっているこの統計の中で、例えばある事業者においては公共施設の指定管理者になって、もともとの放送の収支よりもはるかに大きなところになったりして、そういった事業者、そういった要素が入ってくると、なかなか例年比較がしにくくなるということがございまして、除外したりしている例もございます。そういう面で、幾つかそういった要素などもありましてマイナスになっているという部分がございます。

○山本委員 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ。

○山本委員 3 ページの売上高営業利益率の部分で、AMとFMのグラフが出ていて、これを見ますと、AM、FM、初めのうちは同じ、完全に同じではないんでしょうけれども、21年度に向けてずっと下がってきていて、その後、FMはかなり回復しているけれども、AMのほうは少し顔を出したぐらいであるということなんです。この差は一体どこから出てくるのかということをお伺いしたいと思います。これは単営社のものだけを見ているので正確ではないと思うんですが、FMのほうも全体として見ると、単営社の数字だけを見ると、それほどよくない。ただ、かなり利益を上げているところが少数あって、それで全体の数字を上げているというふうにも読めるのですが、その辺はいかがなんでしょうか。全体としてFMのほうはAMよりも持ち直してきているということなのか、それとも、FMに関してはかなり好調な会社があるた

めに全体の数字が上がっているけれども、全体としての傾向はそれほどAMと変わらないと見るのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○長塩地上放送課長 全体としては、例えば市場全体で言いますと、先生ご案内のとおり、15年ぐらいで、AM事業については市場規模が約半分になっていると。他方、FMは7割程度におさまっているということで、AM業界、事業のほう非常に厳しい経営環境に置かれているということからして、営業利益率につきましてもAMのほう回復力が弱い、全体としての利益が上がりにくくなっている状態にあるということが傾向として言えようかと思えます。FMが一部のところが非常に好調と言えるかということなんですが、必ずしもそうとは言えずに、やはり全体としてAMがよろしくないということが、むしろ事実関係ではないかと考えてございます。

○前田会長 よろしいですか。

それでは、ほかに特にご質問、ご意見ないようでしたら、以上で本報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは、審議会としては、本日はこれにて終了とさせていただきます。

次回の開催は、平成25年10月9日水曜日、15時からということで予定していますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。